

# 富山市ひとり親家庭病児保育利用料助成事業について

病児保育利用料の自己負担した額に対して、1回につき1,000円を助成するものです

## 1 利用料助成を受けられることができる方

本市において、児童扶養手当もしくは富山市ひとり親家庭等医療費助成の受給資格をお持ちの方で、かつ、病児保育を利用した日において本市に住所を有し、生活保護世帯でない方です。

※受給資格・・・所得が所得制限限度額以上のため、児童扶養手当が全部停止となっている方や、富山市ひとり親家庭等医療費助成が非該当となっている方も含まれます。

## 2 助成の方法

「償還払い」での助成となりますので、施設窓口で支払い後、市役所窓口※へ申請して下さい。

### 〔◆ 償還払い〕

申請時に市役所窓口※へ提出するもの

- ① 児童扶養手当証書又は富山市ひとり親家庭等医療費受給資格証
- ② 病児保育を利用した際の利用料領収書(原本)
- ③ 通帳又はキャッシュカード(受給資格者名義のもの)



・所得制限により、児童扶養手当が全部停止となっている方や、富山市ひとり親家庭等医療費助成が非該当となっている方は①の代わりに運転免許証等の身分証明書が必要です。

・領収書は必ず利用日(領収日)、領収金額、利用者氏名、利用対象児童氏名が記載されたものを提出してください。



※ 市役所窓口：市役所こども福祉課、各行政サービスセンター地域福祉課

## 3 申請期限

病児保育を利用した日の属する年度の翌年度の5月末までとなります。

## 4 振込日

審査の結果、対象の方には申請された翌月末に助成金を振込します(月末が土・日曜及び祝祭日の場合はその前の金融機関の営業日となります)。

(お問合せ先) 富山市こども家庭部こども福祉課こども福祉係 TEL 443-2055

大沢野行政サービスセンター地域福祉課 TEL 467-5830 大山行政サービスセンター地域福祉課 TEL 483-1214

八尾行政サービスセンター地域福祉課 TEL 455-2461 婦中行政サービスセンター地域福祉課 TEL 465-2114